

家具のシックハウス対策指針

(一社) 日本家具産業振興会
平成 26 年 4 月改定

<家具によるホルムアルデヒドの放散量低減の対策>

家具によるホルムアルデヒドの放散を防ぐため、ホルムアルデヒド低減化をするため以下の取り組みを図る。(これら取り組みは、会員企業の輸入する製品についても同様の扱いをしていく。)

1. 使用する材料について

家具に使用する合板、繊維板及びパーティクルボード、接着剤、塗料については、日本農林規格 (J A S) 又は日本工業規格 (J I S) 規定による F☆☆☆☆のホルムアルデヒド放散等級のものとする。

なお F☆☆☆☆の成型合板であっても、加工処理などにより F☆☆☆☆のレベルであれば使用対象とする。

2. ホルムアルデヒドについての注意表示について

(1) 乳幼児用たんす及びたんすの衣料収納についての次のような注意書を製品に添付することを徹底する。

「生後 2 4 月以内の乳幼児衣料を収納する場合は、ポリ袋やビニール袋に入れて収納して下さい」

(2) 食器棚の飲食物の収納について次のような注意書きを製品に添付することを徹底する。

「飲食物は収納しないで下さい。一時的に収納する場合は、密封容器に入れるかラップフィルムなどで包んで下さい」

3. 使用する塗料について

家具に使用する塗料について、厚生労働省の指針値が設定されている 13 物質のうち家具に関係する、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、フタル酸ジ-n-ブチルの 6 物質をその原材料に含まないものを使用する。

1 および 3 については、F☆☆☆☆であることを証明するものを入手しておくことがのぞましい。